

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月25日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋3～5階のケーブルトレイ点検時、トレイカバー外れ、カバー取り付けボルトの脱落、貫通シール部の処理不良及びサポートの錆等が認められたため、当該部を補修。	D	
2	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置(A)出口ストレーナ逆洗水ドレン弁分解点検時、負圧になっている弁開放部から配管内にウエスを吸い込む事象が認められたため、当該ウエスを回収すると共に注意喚起。	C	
3	3号機	試料採取系原子炉水試料調整ラック計装用空気元弁において、グランドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
4	3号機	試料採取系事故後サンプリング設備点検時、電磁弁(2弁)に動作不良(動作後、即復帰)が認められたため、当該弁を交換。	D	
5	1,2号廃棄物処理設備	建屋5階天井クレーンを東端に移動時、クレーンケーブル保護バーが建屋シャッター収納箱に接触し破損する事象が認められ、前年度シャッター改修時の考慮不足(収納箱サイズが大きくなった)が認められたため、注意喚起すると共に対応検討。	C	
6	その他	放射性同位元素の許可使用に係わる変更許可申請書添付資料の管理区域及び各施設を示す平面図において、誤記(管理区域、非管理区域の誤記、記載漏れ)が認められたため、当該誤記を訂正。	C	
7	その他	放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに線量管理状況の平成21年度第一四半期報において、誤記(ドラム缶本数)が認められたため、当該誤記を訂正。	A	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ

電話 0240-30-7802